

# ～宮崎県内で外国人材を受け入れている**農業者**の皆様へ～ 外国人材育成体制構築事業費補助金のご案内

外国人材が安心して働き、農業現場で着実に技術を身につけられるよう、農作業指示の動画化、多言語化した作業指示書・就業規則の作成、講習受講など、**外国人材の育成に向けた取組**を支援します。



対象事業者	県内に本社又は主たる事業所を有しており、県内の事業所において外国人材を受け入れている企業等
補助率	1/2以内
補助上限額	最大25万円※
対象となる取組	農業者が行う外国人材の育成の取組に要する経費 (詳細は裏面をご覧ください)
対象となる在留資格	就労を主たる目的とした在留資格 (技能実習や特定技能、技術・人文知識・国際業務等)
その他	1事業者あたり1回までの交付

- ※ 1事業実施主体につき、最大25万円の補助。事業所や外国人材の数には比例しません。
- ※ 1事業実施主体につき、**1回限りの申請**となります。
- ※ 宮崎県外国人材定着促進支援事業費補助金(担当窓口:県産業政策課)を活用する場合、両補助金で申請する対象経費の重複がないようにご注意ください。

募集  
期間

令和8年6月19日(金)～7月30日(木)

申請  
方法

郵送 ※7月30日(木)まで必着

持参

電子メール

○申請書の書き方が分からない場合は、県HP下部に掲載している「事務手続スケジュール」や「記入例」をご参照いただき、手順に沿って作成をお願いします。

担当窓口

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県 担い手農地対策課 農業参入・法人支援担当

TEL:0985-32-4465

メール:ninaitenochi@pref.miyazaki.lg.jp

～宮崎県内で外国人材を受け入れている**農業者**の皆様へ～

## 外国人材育成体制構築事業費補助金の 活用事例のご紹介



作業指示をうまく伝えたい。。。

【活用例①】外国人向けに、作業指示書や就業規則等を作成する場合

補助対象: **翻訳費**、就業規則等の作成や動画制作の**委託費**、**印刷製本費**など

【活用例②】多言語対応無線機等の導入

補助対象: **導入費用**など



農業技術やルールを習得させたい。。。

【活用例①】刈払機やドローンなど、農業技術習得に必要な講習に参加させる場合

補助対象: 講習**参加費用**、講習参加に必要な**旅費**など

※**農業**に特化した技術習得に必要な講習が対象です。

普通自動車免許取得など、汎用性のある内容は対象外です。



【活用例②】外部講師を自社に招いて、研修・勉強会を開催する場合

補助対象: 講師**謝礼**、講師**旅費**、研修に必要な**消耗品費**、教材購入費、

**会場使用料**(使用料や賃借料)など



### 【参考】

- ・在留資格の更新費用や日本語教育費用については、宮崎県外国人材定着促進支援事業費補助金(県産業政策課、0985-26-7967)をご活用ください。

農業者が行う外国人材の育成の取組が支援対象です。

活用方法について相談されたい場合は、気軽にお問い合わせください。